

京都大学学際融合教育研究推進センター運営委員会内規

(平成22年3月16日制定)

- 第1 この内規は、京都大学学際融合教育研究推進センター要項第7第4項の規定に基づき、学際融合教育研究推進センター（以下「センター」という。）の運営委員会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。
- 第2 運営委員会は、センターに係る次の各号に掲げる事項を審議する。
- (1) 分野横断型の学際的な教育または研究に関するプロジェクトを実施する教育研究連携ユニット（以下「ユニット」という。）の設置・改廃に関すること。
 - (2) センターの教員人事に関すること。
 - (3) ユニットの教員人事に関すること。
 - (4) その他センター及びユニットの設置に関し必要なこと。
- 2 前項第3号の教員人事は、各ユニットの内規で定める人事選考委員会等の決定に委ねるものとする。
- 3 各ユニットの代表者は、前項において決定した教員人事について、運営委員会に報告するものとする。
- 第3 ユニットの設置を申請する複数部局のうち、代表部局の長は、設置申請書をセンター長へ提出するものとする。
- 2 運営委員会は、前項の部局から提出された設置の申請に対して審議を行うものとする。
 - 3 センター長は、運営委員会の審議結果をユニット代表者に通知するものとする。
- 第4 運営委員会は、ユニットの設置期間中に、プロジェクトの進捗状況等を報告させる（以下「中間報告」という。）ものとし、ユニットに対し当該プロジェクトを円滑に進める上での助言を行うものとする。
- 2 運営委員会は、前項の中間報告に対し、必要に応じてヒアリングを行うものとする。
- 第5 この内規に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

この内規は、平成22年3月16日から施行する。